# 電子請求書の導入に伴うご協力のご案内について

時下、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本市では取引事業者との請求書の発行・受取において、事業者の利便性向上及び市内部事務の デジタル化とペーパーレス化を目的に、電子請求書取引システム「BtoBプラットフォーム」を導入し、 請求書の電子取引を開始いたします。

つきましては、下記のとおり、電子請求書取引の取り組みに関する市HPのご確認をお願いします。

記

事業者

請求書 (電子)

【会計課ホームページURL】https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/kaikei/

なお、従来通りの方法(紙・PDFファイル)での提出も引続き可能です。



伊勢崎市会計課ホームページ

伊勢崎市

## 1 電子請求書による取引開始日

令和7年3月3日以降、発行する請求書 (12月下旬以降に事業者様が電子請求書の発行を 実施する場合の取引開始日は上記のとおりです。)

## 2 対象となるもの

本市に対し発行する工事以外の請求書

但し、補助金・給付金・保障金等で指定の請求書様式を規則・要綱等で市が定めたもの除く

## 3 BtoBプラットフォーム請求書について

「BtoBプラットフォーム請求書」(㈱インフォマート)は、請求書の発行・受取や支払金額の通 知など、多様な請求業務のデジタル化に対応可能な請求書クラウドサービスで、時間・コスト・手 間のかかる請求業務を大幅に改善し、ペーパーレス化、経理のテレワークの実現を後押しするシス テム(デジタルインボイスの標準規格にも対応)です。

※インターネット環境より、市が導入する請求書サービスにアクセスし必要事項を入力することで電子請求書の発 行が可能となるものです。



## 機能一覧(一部抜粋)

- インターネット接続可能なPCでご利用
- 請求書の作成機能 (画面入力・一括アップロード作成:一部件数の制限あ 1)
- 従来の方法で紙提出した書類のうち、押印不要なも のは別途ファイルでの添付が可能です。
- 発行済請求書を複製(コピー)して作成する機能
- 発行済請求書の検索・閲覧
- 発行済請求書のデータ出力(CSV・PDF)
- 請求書の電子保管(10年間)
- BtoBプラットフォームサービスを導入している他の インボイス制度(適格請求書保存方式)対応 自治体とも取引可能。
  - ※ただし、取引を開始する際は導入自治体からの招待 10年電子保管でペーパーレス化 行為が必要。

## メリット

- 請求書の即日発行~受取で大幅な時間短縮 (支払いまでの期間短縮)
- 請求書不備による差戻し~即日再発行
- 印刷・封入・発送業務もなくなり時間短縮 郵送コスト軽減
- 発行済請求書をさまざまな条件を指定して検 索・閲覧
- 請求書の発行履歴(作成担当者の履歴確認)
- 改正電子帳簿保存法のデータ保存に関する3 つの要件を満たしていることから安心してご 利用できます

## 法対応について

- 1. 改正電子帳簿保存法のデータ保存に関する3つの要件を満たしています。
- 2. インボイス制度(適格請求書保存方式)に対応した仕組み。

令和2年改正法令基準

#### 5 利用にあたり必要な環境

- 1. 本システムは、インターネット接続可能なパソコンだけで利用が可能。 (ハード機器の設置やソフトウェアのインストールは不要)
- 2. 対応OS、ブラウザ

[Windows] IE11,Edge,Chrome,Firefox [MacOS] Safari, Chrome, Firefox

## その他

1. BtoBプラットフォーム請求書サービスの概要や主な操作等についての web説明会を令和7年2月6日(木)10時から実施予定です。 説明会の参加方法は伊勢崎市のHPでご確認ください。

【会計課ホームページURL】https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/kaikei/

伊勢崎市会計課ホームページ



## 4 市HPへの掲載内容

掲載日時	令和6年12月下旬 より開始
掲載内容	①電子請求書の取引開始時期の告知 ②BtoBプラットフォームの操作マニュアル ③BtoBプラットフォーム操作方法の動画(令和7年2月中旬掲載予定)

## 5 利用開始までの流れ

## 【手順1】

市HPにてマ ニュアルや概要 を確認。

## 【手順2】

マニュアルをダ ウンロードして おく。

## 【手順3】

電子請求書シス テムにログイス するIDとパスに ワード設定に対 する招待ハガキ が(株)インフ属 が(株)インリ届 マートより (1月中旬以降)

## 【手順4】

電子請求書システム上で初期設定。 (初期設定方法はマニュアルをご確認ください)

## 【手順5】

令和7年3月3日 以降に発行する 請求書から電子 取引開始。

## 6 問合せ先

伊勢崎市会計課 審査係 0270-27-2779